

平成25年度第4回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 平成26年2月20日（木）

ところ 市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

平成25年度第4回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成26年2月20日(木)

場 所 市役所本庁舎第1会議室

出席者 〈委 員〉

小 尾 淳 子	金 井 東 海	水 越 順 子
鈴 木 まゆみ	瀬 口 秀 孝	西 野 祐 仁
穂 坂 英 明	黒 米 哲 也	池 田 馨
櫻 井 綾 子	遠 藤 百合子	紀 由紀子
百 瀬 和 浩	森 戸 洋 子	大 西 守
吉 田 幹 哉		

〈保険者〉

市民部長	川 合 修
保険年金課長	本 木 直 明
国保税係長	三 浦 真規子
保険年金課主査(賦課担当)	野 村 明 生
保険年金課主任(賦課担当)	伊 澤 裕 之
保険年金課主事(給付担当)	黄 毓 巍

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険税条例の一部改正について(諮問)

日程第2 その他

平成26年2月20日

◎遠藤会長 それでは、お1人きょう欠席というご案内をいただいているということで、全ておそろいになりましたので、平成25年度第4回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきますと思います。どうぞよろしく願いいたします。

お忙しいところ、本日はありがとうございます。本来ですと、市長のほうからご挨拶を申し上げるところでございますが、本日は市長が公務のために欠席ということでございますので、川合部長からご挨拶をお願いしたいと思います。また、諮問につきましても川合部長よりお願いしたいと思います。

それでは、川合部長、よろしく願いいたします。

◎川合市民部長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。日ごろから国民健康保険事業に多大なるご尽力をいただき、また市政全般にわたり大変なご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、今年度第4回目の運営協議会を開催させていただきました。前回、国民健康保険税の改定についての答申をいただいた以降、政府において平成26年度税制改正大綱が閣議決定されたことによりまして、限度額の改定が決定したということになってございます。この間、市の国民健康保険の厳しい財政状況をご説明しておりますけれども、今後もまだ厳しい状況は続くというふうに見込んでございます。したがって、国保財政の安定的な経営を図るために、国の改定に合わせ、本市の限度額の改定についてご審議をお願いすることとなりました。内容につきましては後ほどご説明させていただきます。委員の皆様にはお忙しいところ、まことに恐縮でございますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

皆様方のご理解とご協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に務めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎遠藤会長 それでは、当運営協議会の委員の変更がありましたので、事務局よりご紹介を願います。またあわせて、本日の事務局員の紹介もお願いをいたします。

◎本木保険年金課長 本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、新しい委員の紹介をさせていただきます。

保険医・保険薬剤師を代表する委員の区分として、平成26年1月1日よりご就任いただきました穂坂英明委員でございます。

◎穂坂委員 前原診療所の穂坂と申します。廣野先生、大先輩のかわりといったらまだまだ若輩で、微力ですが、できるだけ期待に添えるように頑張りたいと思います。よろしくお願いし

ます。

◎本木保険年金課長 ありがとうございます。

それでは、改めて本日の事務局の職員をご紹介します。

川合市民部長でございます。

◎川合市民部長 よろしく願いいたします。

◎本木保険年金課長 国保税係長、三浦でございます。

◎三浦国保税係長 よろしく願いいたします。

◎本木保険年金課長 賦課担当の主査、野村でございます。

◎野村賦課担当主査 よろしく願いいたします。

◎本木保険年金課長 賦課担当の主任、伊澤でございます。

◎伊澤賦課担当主任 よろしく願いいたします。

◎本木保険年金課長 国保給付係の主事、黄でございます。

◎黄国保給付係主事 よろしく願いいたします。

◎本木保険年金課長 私、保険年金課長、本木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

◎遠藤会長 それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について事務局からご報告をさせていただきます。

◎黄国保給付係主事 それでは、本会議の成立の可否についてご報告いたします。

現在、定数17名のうち16名、2分の1のご出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨をご報告いたします。

なお、山口委員からは本日欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、お伝えいたします。

◎遠藤会長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名ですけれども、本日は池田委員と櫻井委員にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

本日の日程につきましては、既に机の上にご配付しております諮問1件、その他となっております。会議はおおむね2時間ということになっておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきます。

それでは、日程第1「小金井市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の諮問を求めます。

◎川合市民部長 本来でありましたら、直接市長から諮問させていただくところでございます

が、本日は市長の公務日程が重なっております。したがって、僭越でございますが、私のほうから諮問書を代読させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

国民健康保険運営協議会 会長 様

小金井市長 稲葉 孝彦

小金井市国民健康保険税の一部改正について（諮問）

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例の一部を下記のとおり改正したいと考えております。つきましては、国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

諮問事項 小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

- 内 容
1. 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について14万円を16万円に改定する。
 2. 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の課税限度額について12万円を14万円に改定する。

この改正は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税から適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとする。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎遠藤会長 ただいま市民部長から諮問がございました。諮問書の写しを皆様にご配付させていただきます。

（諮問書配付）

◎遠藤会長 皆様のお手元に諮問書が配付されたと思います。

それでは、ただいまの諮問につきまして事務局の説明を求めたいと思います。よろしくお願いたします。

◎本木保険年金課長 それでは、諮問事項であります国民健康保険税の一部改正について説明させていただきます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

説明させていただく前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、A4のホチキスで表紙も含め6枚つづりの「平成25年度第4回国民健康保険運営協議会資料」の「国民健康保険税改定（賦課限度額）関係」と書かれた資料でございます。本日

はこちらの資料が中心となります。

次に、A4のホチキスで表紙も含めて、こちらにも6枚つづりの「平成25年度第4回国民健康保険運営協議会 参考資料」でございます。まずは参考資料①ですが、こちらは別添の「平成26年度小金井市国民健康保険特別会計予算説明資料」でございます。別添でA4横のホチキスで31枚ほどのつづりになっている資料でございます。こちらは明日から開会されます市議会定例会におきまして、当初予算の資料として送付しました資料でございます。

なお、大変恐縮ではございますが、議員選出の委員の方につきましては、議会事務局を通じて配付されたものをお使いいただいておりますので、当方からの添付は省略をさせていただきました。第1回で委員の方からご指摘を受けた経緯もありましたので、今回、議員選出以外の委員の方に資料としてお配りさせていただきました。今回の諮問では参考程度ということでご覧いただけたらと思います。

続いて、参考資料②です。こちらは今回の諮問により、国保税条例の改定とセットで補正予算を編成する予定でございます。補正予算を行った場合に、先ほどの当初予算説明資料のうち、数値が変更となる資料について改めて作成したものでございます。こちらにも今回の諮問では参考程度ということでお願いをいたします。

以上、3点でございます。よろしいでしょうか。もしお手元にないようでしたら、事務局が届けますので、お申し出いただけたらと思います。

それでは、資料の説明に入ります前に、この時期の諮問となりましたこと、当初予算との関係、市議会への議案上程方法について簡単に説明させていただきます。

今回の国保税改定は、賦課限度額の改定でございます。政府としましては、平成25年12月24日に「平成26年度税制改正の大綱」として閣議決定されておきまして、賦課限度額が改定されることは正式に決定しております。

ですが、法律的に申し上げますと、賦課限度額は政令の地方税法施行令によりその上限が定められております。以前、私のほうで「地方税法で規定されている」と申し上げたことがございましたが、地方税法施行令の誤りでございました。おわびの上、訂正をさせていただきます。地方税法施行令で上限が定められているため、市区町村では地方税法施行令が改正されませんと、国保税条例を改正できないということになっております。

この地方税法施行令の改正ですが、例年、地方税法改正が国会で可決・成立した後に、ほかの項目とともに改正されております。賦課限度額の額に関する規定は、法の規定ではなく政令の規定なのですが、大もとが地方税法のため、賦課限度額だけを単独で先行して改正するというようなことがない状況となっております。

また、例年、地方税法改正は年度末ギリギリの成立となるため、地方税法施行令の改正も年度末ぎりぎりとなっております。

そのため、地方税法施行令の改正を待って、同時に国保税条例も改正しようとするならば、年度末に議会臨時会をお願いするか、市長の専決処分で議会には後に報告するという手段とな

ってしまいます。年度末の3月31日では、現実的に市議会臨時会をお願いするのが困難な状況です。

他市では、専決処分により改定している市もあるとは聞いておりますが、本市では専決処分については、議会との関係上、極めて厳格に運用しております。賦課限度額の額に関する規定につきましては、政令規定であり、法改正として国会の審議の対象となっておりません。賦課限度額は各区市町村に選択の余地があるものであり、市議会で十分な審議を経て条例改正するものと考えてございます。したがって、賦課限度額の専決処分は望ましくないと考えております。

結果、政令の地方税法施行令が年度末に改正されましても、本市では同じタイミングでの条例改正が難しく、政令改正年度においては、本市の賦課限度額が政令の上限額と同額にならなくなってしまうという問題が生じてしまいました。

しかし、以前からご説明しておりますように、本市の国保財政運営は非常に厳しいものとなっております。そのため、何とか政令と同時期に国保税条例を改正できないものか、よい方法を探っております。

そして、このほど、根拠規定であります地方税法施行令の改正が公布される前に、その改正を前提として、国保税条例を議会に上程できる条文の技術的な方法が判明しましたことから、このたび議会に上程する前段として運営協議会に諮問する運びとなったわけでございます。

その方法は、「施行日について別に規則で定める」という文言を使用するわけですが、ただ、こちらにつきましては条文上の技術的な問題でありますので、運営協議会で賦課限度額改定の本筋の審議とは違うわけですが、経過ということでご説明をさせていただきました。

また、この方法が判明し、文書的に運用可能と判断しましたのも、当初予算を編成した後の1月下旬でございました。当然のことながら、当運営協議会に諮問が必要でございましたし、当初予算書の印刷など事務的な日程に間に合わなかったため、また委員の方々の日程なども考慮した結果、この時期の諮問となってしまいました。

したがって、今回の国保税条例改正につきましては、明日から始まります市議会定例会の議案当初送付には間に合いませんでした。そのため、本日、運営協議会でご審議いただき、ぜひ答申をいただきまして、即座に、また国保税収も増額されますことから補正予算とセットにして、議案の後日送付ということで上程したいと考えております。また、議案上程が遅れてしまうわけですが、その詳細審議となります議会の厚生文教委員会、予算特別委員会では、前回答申をいただいた国保税条例改正、当初予算との一体となつての審議をお願いしたいと考えております。

本日の運営協議会では、資料は事前に送付させていただいたわけですが、まことに恐縮ではございますけれども、ご説明いたしました市議会での審議の関係もございまして、何とぞ本日中に答申を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、内容についての資料でございます。

まず、資料をあけていただきまして、まず1ページですけれども、こちらの内容は3ページの資料に含まれている内容もありますので、資料が前後しますが、3ページの「国民健康保険課税限度額改定に伴う国民健康保険税収入への影響額について」の資料をごらんください。

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分と3つに区分されております。賦課限度額もそれぞれ規定されております。資料では3つの区分に分けてお示ししています。

まず、上の表は、納税義務者である一世帯についての現行限度額と改定限度額、その影響額についてお示したものでございます。今回の政令による上限額の改定は、医療分は現行どおりでございます。支援金分、介護分について、それぞれ2万円賦課限度額の上限額が改定となります。今回の諮問では、本市の賦課限度額につきまして、改正予定の政令の上限どおりとし、支援金分については現行の14万円から16万円に、介護分については現行の12万円から14万円に、それぞれ2万円増額するものでございます。現行限度額では、医療分、支援金分、介護分を合わせて77万円のところで、賦課限度額を改正した場合には81万円となることから、全ての区分で賦課限度額に達している世帯では4万円の負担増となるものでございます。

次に、中ほどの表は、市全体の国保税額の調定額の影響を区分ごとにまとめたものでございます。医療分では賦課限度額の改定はありませんので、影響額も増減割合もゼロとなります。

支援金分では賦課限度額を2万円改定するため、調定額が1,468万1千円、2.01%の増となっています。介護分では、同じく賦課限度額を2万円改定するため、調定額が854万2千円、2.75%増となっています。合計では、調定ベースで2,322万3千円、0.83%の増となっています。これに収納率を勘案した収入ベースでは2,128万5千円の増額となります。

恐れ入ります。ここで資料1ページをごらんください。

こちらの資料は改定案の総括表でございます。今説明いたしました同様のことが記載されています。所得割の税率などご確認できるものとなっております。

(2)の後期高齢者支援金分や、2ページの(3)ですけれども、介護分におきましては、②の改定額の内訳の表で賦課限度額を改定することによりまして、④賦課限度額超過額が減少いたしますことから、調定見込額が増えることとなっております。

続きまして、資料3ページにお戻りください。

下の表、「(2)限度額に到達する世帯の推計」でございます。

医療分では変動がありません。

真ん中の列、後期高齢者支援金分では、現行では903世帯、全世帯に対する割合では4.61%の世帯が賦課限度額に達していますが、この改定後は699世帯、3.57%の世帯が賦課限度額を超えている世帯となり、税額は2万円の増額になります。残りの204世帯は賦課限度額に達しないこととなりますので、100円以上2万円未満の増額となります。

同様に右の列、介護分では、現行では525世帯、5.62%の世帯が賦課限度額に達してい

ますが、改定後は416世帯、4.45%となり、こちらも税額は2万円の増額になります。残りの109世帯は先ほどと同様、100円以上2万円未満の増額となります。

4ページをお開きください。こちらは世帯モデル別の限度額に到達するまでの目安を示したものでございます。給与収入を10万円単位として、50歳代の単身世帯、30歳代の夫婦と子供1人世帯、40歳代の夫婦と子供2人世帯で、いずれも固定資産税なしとして資産割がかからない世帯ということで、現行と改定後ではどのぐらい影響があるかということでお示ししてございます。この表は、それぞれ賦課限度額のちょうど境目にあるところということで給与収入額を明示させていただいております。

①の単身世帯をごらんください。表側には給与収入額、表頭の左が現行、右が改定後、一番右が差額となっております。一番上の780万円の給与収入では、現行医療分が29万1,100円、支援金分が12万1,000円、介護分は12万円で限度額に達しており、合計53万2,100円となっております。これが改定後になりますと、医療分、支援金分は変動ございませんが、介護分では限度額に達しませんので12万300円となり、合計額は53万2,400円で、300円の増となります。改定後は限度額該当世帯でなくなることを示していますので、限度額引き上げ額2万円全額ではなく、一部が増額となるものです。

また、表の見方を変えてみますと、表の太枠内の数値が限度額に達している部分をあらわしているものでございます。したがって、このモデルでは、現行では介護分の限度額到達世帯は給与収入780万円の水準でございますが、改定後は給与収入900万円の水準となります。介護分だけをとりますと、これ以上の世帯については今回の引き上げ額2万円全額が増額となります。

大変わかりにくい表かもしれませんが、以下同様となっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。いずれの世帯におきましても、現行で限度額に達している世帯の給与収入は大変高額となっていることがお気づきかと思っております。今回の限度額の改定は高額の収入の世帯に影響があり、その負担をお願いするものでございます。

それでは、資料の5ページをごらんください。国民健康保険特別会計の予算状況でございます。

右側、平成26年度当初予算の欄でございます。平成25年度の執行状況を踏まえ、国の係数などを受けた結果で、歳入歳出予算を見込んでございます。

当初予算ですので、歳入歳出バランスがとれているわけですが、ごらんいただきたいのは、歳出の下から3番目、予備費でございます。通常であれば、歳入歳出間の財政バランスをとる科目でございますが、あまり多額の額を計上する科目ではございません。今回、4,205万3,000円を計上してございますが、この金額は、現在、実質収支額が赤字となっていることに対する、平成26年度での赤字解消額を意味しています。計画では、平成26年度は7,800万円を解消する予定でしたので、3,600万円ほど足らなかったということになります。そのため、円滑な計画運営を早急に確保するためにも、このほど賦課限度額について改正し、所得

の高い方々にもご負担をお願いすることとしたものです。

また、平成25年度補正予算の欄ですが、一般会計繰入金が増額しております。この表だけではわかりにくいので、6ページもあわせてごらんください。「繰入金の推移」でございます。右から2列目、平成25年度決算見込額の欄、下から3段目のその他一般会計繰入金でございます。当初予算では8億8,500万円ということでございましたけれども、今回は補正をしたことによりまして9億5,500万円となり、当初予算より7,000万円増額しております。補正予算編成している中、特別会計では賄い切れない保険給付費や返還金等の財源について、一般会計に赤字補てん分として増額をお願いしたものでございます。

次に、7ページ「小金井市と政令の賦課限度額の推移」をご覧ください。本市の賦課限度額と、政令の上限額を比較したものでございます。

一時期、賦課限度額につきましても、本市では改定をしなかった時期がございました。政令の上限額とは、最高で平成22年度に12万円の開きが生じてございました。平成23年度から順次改定を重ね、政令の上限もしばらく改定がなかったことから、ようやく平成25年度に政令の上限と同額になったところでございます。

先ほどもご説明いたしましたように、政令と同時期のタイミングで国保税条例を改正できるよう、条例上の技術的な課題もクリアしましたことから、大きな課題となっております実質収支の赤字解消を目指し、円滑な国保財政運営の確保を図る観点から、賦課限度額の改正をお願いするものでございます。

続きまして、8ページは本市の国保税の改定状況になります。一番下の段に平成26年度案を加えさせていただきました。

9ページは前回と全く同じ資料ですが、平成25年度の都内26市の状況でございます。網かけ部分は平成25年度に改定を実施した部分となります。平成25年度において、政令の賦課限度額に到達している市は24市となっております。

以上、資料の説明でございます。

繰り返しで大変恐縮ではございますけれども、何とぞ本日ご答申をいただき、速やかに市議会へ後日送付議案として上程したいと考えております。この点を含め、ご協議のほどよろしくお願いを申し上げます。

◎遠藤会長 それでは、説明が終了いたしましたので、これから質疑、協議を行いたいと思います。事務局に対して何かご質問がありましたら、どうぞ挙手をお願いしたいと思います。本日の説明に対してご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎遠藤会長 よろしいですか。本当に質問ございませんね。質問がないようでしたら、これで質疑を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 本国民健康保険条例の一部改正は、明日から開催されます2月議会に上程しなけ

ればなりませんので、本日答申をまとめたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 異議なしと認めます。答申といたしましては、市長の諮問のとおりということで取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 ありがとうございます。答申につきましては、委員の皆様方には後日送付させていただきます。

次に、日程第2「その他」に入るわけですが、事務局から何かありますでしょうか。

◎本木保険年金課長 それでは、委員交代に伴う委員名簿についてでございます。既に机の上に配付してございます委員名簿について、住所・電話番号が記載されていないものを配付させていただきますいております。委員の皆様のご了承が得られれば、例年のとおり住所・電話番号等が記載されている名簿を配付したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

補足ではございますけれども、保険医・保険薬剤師代表及び被用者保険代表の委員の方々につきましては、住所・電話番号につきましては勤務先とさせていただきます。

◎遠藤会長 以上の説明がありましたが、ご提案がありました住所等の記載のある名簿の配付につきましては、個人情報となりますので、取り扱いに十分ご注意願いたいと思います。

ということで、配付を許可することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 それでは、配付をよろしく願いいたします。

(名簿配付)

◎遠藤会長 では、配付が終了いたしました。

以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 了 —

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成26年2月20日

議 長 遠藤 百合子

署名委員 池田 馨

署名委員 櫻井 綾子